

(別表3)

特定診療費識別一覧

名称	識別番号	摘要欄記載事項、算定条件その他														
感染対策指導管理	01	<u>1日につき算定</u>														
褥瘡管理	34	<u>1日につき算定</u>														
初期入院診療管理	05	<u>入院中1回(又は2回)算定</u>														
重度療養管理	35	<p><u>摘要欄に患者の状態(イからへまで)を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。</u></p> <p><u>例 八</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>患者の状態</th> <th>記号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態</td> <td>イ</td> </tr> <tr> <td>ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態</td> <td>ロ</td> </tr> <tr> <td>ハ 中心静脈栄養を実施しており、かつ、強心薬等の薬剤を投与している状態</td> <td>ハ</td> </tr> <tr> <td>ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態</td> <td>ニ</td> </tr> <tr> <td>ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態</td> <td>ホ</td> </tr> <tr> <td>ヘ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態</td> <td>ヘ</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>1日につき算定</u></p>	患者の状態	記号	イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態	イ	ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態	ロ	ハ 中心静脈栄養を実施しており、かつ、強心薬等の薬剤を投与している状態	ハ	ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態	ニ	ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態	ホ	ヘ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態	ヘ
患者の状態	記号															
イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態	イ															
ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態	ロ															
ハ 中心静脈栄養を実施しており、かつ、強心薬等の薬剤を投与している状態	ハ															
ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態	ニ															
ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態	ホ															
ヘ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態	ヘ															
特定施設管理	02	<u>1日につき算定</u>														
特定施設管理個室加算	03	<u>同上</u>														
特定施設管理2人部屋加算	04	<u>同上</u>														
重症皮膚潰瘍管理指導	06	<u>1日につき算定</u>														
介護栄養食事指導	08	<u>月1回を限度として算定</u>														
薬剤管理指導	09	<p><u>摘要欄に算定日を記載すること。</u></p> <p><u>例 6日, 20日 単位を省略することも可。</u></p> <p><u>例 6, 20</u></p> <p><u>月4回を限度として算定</u></p>														
特別薬剤管理指導加算	10	<u>1回につき算定</u>														

医学情報提供（ ）	11	同上
医学情報提供（ ）	12	同上
理学療法（ ）	14	1回（20分以上実施を条件とする）につき（1日3回を限度）算定
理学療法（ ）	16	同上
理学療法（ ）	18	同上
理学療法（ ）	19	同上
理学療法日常生活活動訓練加算	36	理学療法（ ）～（ ）1回につき算定
理学療法リハビリ計画加算	20	月1回を限度（入院初月、当該月から起算して3月ごとの各月に限り）として算定
理学療法日常動作訓練指導加算	22	月1回を限度として算定
作業療法（ ）	23	1回（20分以上実施を条件とする）につき（1日3回を限度）算定
作業療法（ ）	25	同上
作業療法日常生活活動訓練加算	37	作業療法（ ）～（ ）1回につき算定
作業療法リハビリ計画加算	27	月1回を限度（入院初月、当該月から起算して3月ごとの各月に限り）として算定
作業療法日常動作訓練指導加算	29	月1回を限度として算定
言語聴覚療法（ ）	38	1回（20分以上実施を条件とする）につき（1日3回を限度）算定
言語聴覚療法（ ）	39	同上
理学療法（ ）（減算）	40	個別リハビリテーションの合計回数が月10回を超えた場合に、11回目以降に算定
理学療法（ ）（減算）	41	同上
理学療法（ ）（減算）	42	同上
理学療法（ ）（減算）	43	同上
作業療法（ ）（減算）	44	同上
作業療法（ ）（減算）	45	同上
言語聴覚療法（ ）（減算）	46	同上
言語聴覚療法（ ）（減算）	47	同上
摂食機能療法	31	1日につき（月4回を限度）算定
精神科作業療法	32	1日につき算定
痴呆性老人入院精神療法	33	1週間につき算定